

相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度

認定証贈呈式の開催について

平成 26 年度から行っている「相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度」において、一定以上の地域活動・市民活動を行った大学生及び学生グループに対し、認定証を贈呈しますのでお知らせします。

今年度は、新たに認定者の推薦があった大学も増え、本市との包括連携協定締結大学以外も含めて、7 大学の学生に認定証を贈呈します。

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 7 日（水）午前 10 時～ 11 時
- 2 場 所 けやき会館 2 階 大研修室
- 3 受贈対象者
 - ・青山学院大学（個人 4 名、学生グループ 1 団体）（ ）
 - ・麻布大学（学生グループ 2 団体）（ ）
 - ・和泉短期大学（個人 15 名）（ ）
 - ・北里大学（個人 6 名）（ ）
 - ・相模女子大学（個人 32 名、学生グループ 2 団体）（ ）
 - ・女子美術大学（個人 6 名）（ ）
 - ・成城大学（個人 1 名）
 - （ ）本市と包括連携協定を締結している大学
- 4 事業概要 別紙のとおり

問合せ先
市民協働推進課
直通電話 042-769-9225
担当 長井

平成 29 年度相模原市地域活動・市民活動ボランティア認定制度

1 事業概要

一定以上の地域貢献活動を自主的に行った学生及び学生グループに対し、大学からの推薦に基づき、市から認定証を贈呈します。

2 認定証の意義

学生の行った地域貢献活動に対して、市として感謝の意を表するとともに、将来にわたり地域貢献に目を向け、活動していただくための励みとして贈呈するものです。

3 対象とする活動

(1) 活動の種類

ア 市から情報提供を行う活動

イ ア以外で独自に取り組まれる地域貢献活動

・大学が募集して行う福祉活動や被災地支援活動など

・学生が自主的に行う地域貢献活動など

授業や単位と無関係に取り組まれるものに限る

報酬（交通費等の実費程度は可）を得ずに取り組まれるものに限る

(2) 認定に必要な活動実績と、認定の種類

活動時間 30 時間以上又は活動回数 30 回以上の方（団体の場合は、メンバー 1 人あたり）に対し、認定証を贈呈します。

個人の場合は、活動実績により次の区分で認定証を贈呈します。

ア 活動時間 30 時間以上又は活動回数 30 回以上でボランティア学士

イ 活動時間 90 時間以上又は活動回数 90 回以上でボランティア修士

ウ 活動時間 150 時間以上又は活動回数 150 回以上でボランティア博士